

更生債権査定申立事件 (基本事件 平成24年(ミ)第1号)

決 定

アメリカ合衆国マサチューセッツ州ケンブリッジ市マサチューセッツアベニュー77

(77 Massachusetts Avenue, Cambridge, Massachusetts, U.S.A)

申 立 人 マサチューセッツ工科大学  
(Massachusetts Institute of Technology)

同代表者副理事長兼法務担当理事 R. グレゴリー モルガン  
(R.Gregory Morgan)

上 記 代 理 人 弁 護 士 武 智 克 典  
同 小 室 太 一  
同 清 水 将 博  
同 木 村 貴 弘

東京都昭島市上川原町一丁目18番6号

相 手 方 更生会社マイクロンメモリジャパン株式会社  
管 財 人  
木 下 嘉 隆

東京都千代田区紀尾井町3番12号紀尾井町ビル14階

相 手 方 更生会社マイクロンメモリジャパン株式会社  
管 財 人

上 記 両 名 代 理 人 弁 護 士 小 林 信 明  
同 塚 本 宏 達  
同 小 原 淳 見  
同 松 井 衡  
同 宮 本 聡

主 文

MIT EXHIBIT 2012

Micron v. MIT

IPR2015-01087

- 1 申立人の届け出た更生債権（更生債権者表届出番号U623）の額を0円と査定する。
- 2 査定手続費用は申立人の負担とする。

#### 理 由

- 1 本件は、更生会社マイクロンメモリジャパン株式会社（旧商号「エルピーダメモリ株式会社」。以下「更生会社」という。）の更生手続において、申立人が、特許権侵害を理由とする損害賠償請求権及び遅延損害金を更生債権として届け出た（更生債権者表届出番号U623。以下「本件更生債権」という。）ところ、管財人らからその内容を認めないとの認否がされたため、会社更生法151条1項に基づき、管財人らを相手方として、本件更生債権の内容についての査定の申立てをした事案である。
- 2 そして、現時点では、申立人の主張する特許権侵害の事実を認めることができないところ、申立人からは、「本件事案の専門性に鑑み、本件査定手続を早期に終え、異議訴訟への移行を可能にするため、現時点で査定決定がされることに異議がない。同決定について、異議の訴えを提起するか否かは、今後検討する。」との意見が述べられ、相手方からも、「本件事案の専門性に鑑み、本件査定手続を早期に終え、異議訴訟への移行を可能にするため、現時点で査定決定がされることに異議がない。」との意見が述べられているので、当裁判所は、専門性及び複雑性の高い本件事案の内容並びに簡易迅速を旨とする査定手続の性質に鑑み、当事者双方に、特許権侵害の有無等についてこれ以上の主張・立証を促すことなく、現時点で査定決定をするのが相当であると思料する。
- 3 よって、本件査定手続においては本件更生債権の存在を認めることができないので、主文のとおり決定する。

平成26年10月20日

東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官 大 竹 昭 彦

裁判官 小 野 寺 真 也

裁判官 葛 西 功 洋

これは謄本である。

平成26年10月22日

東京地方裁判所民事第8部

裁判所書記官 梅 澤 邦 子

